

私立高等学校・中等教育学校後期課程の授業料滞納等の状況 (平成20年度末：21年3月31日時点) 概要

1. 調査対象校数及び有効回答数

(1)調査対象:計1,328校

高等学校1,316校、中等教育学校後期課程12校

(2)有効回答:計1,323校(99.6%)

高等学校1,313校、中等教育学校後期課程10校

2. 調査結果の概要

平成20年度末は、19年度末に比べ、授業料滞納者が0.1%増加。

◆平成20年度末

・授業料滞納者数:9,067人(0.9%)、全生徒数(987,072人)

◆平成19年度末

・授業料滞納者数:8,276人(0.8%)、全生徒数(991,408人)

3. 学校における取組状況

(1)生徒からの相談状況

◆平成20年度末は、19年度末に比べ、約72%(951校)の学校が経済的支援に関する生徒からの相談件数が増加していると回答。

◆相談内容で多いものは次のとおり(複数回答)。

- ・授業料延納(分割納入含む):1,138校
- ・各種奨学金制度についての申請や相談:1,128校
- ・授業料減免制度の利用方法:920校 等

(2)経済的支援措置

◆約72%(953校)の学校が、経済的支援策を実施。

- ・平成20年9月以降新たな支援策を実施又は既存の制度を拡大:56校(4.2%)
- ・既存の制度で対応:897校(67.8%)
- ・実施していないが検討中:141校(10.7%)

◆新たな支援策の実施や既存の制度拡大の内容は次のとおり(複数回答)。

- ・既存の授業料減免制度の対象者を拡大:29校
- ・新たに学校法人又は学校独自の奨学金給付制度を創設:22校
- ・新たに授業料減免制度を創設:18校
- ・新たに授業料等納入猶予を実施:14校 等

(3)生徒の経済的支援措置ニーズへの対応

◆約59%(782校)の学校が、生徒の経済的支援措置へのニーズに応えられていると回答。一方、ニーズに応えられていないとする学校も約22%(285校)存在。

↓
学校に対する都道府県・国の支援の継続・充実が必要

私立高校生の授業料滞納等に対する 文部科学省の取組

1. 私立高等学校・中等教育学校後期課程における実態把握

○高校生の授業料滞納に関する各学校の状況を緊急に調査（今回調査）。

2. 高校におけるきめ細かな対応の要請

○文部科学省より各都道府県に対し、経済的理由により高校生が修学機会を奪われることがないように、生徒等の状況に応じ、各高校におけるきめ細かな対応を要請。

※既に平成21年2月13日付初等中等局長・私学部長通知等で要請。

※今後、平成21年度補正予算案に盛り込まれている緊急支援策について通知するとともに、各高校におけるきめ細かな対応を改めて要請する予定。

3. 奨学金事業の実施

○すべての都道府県において、高等学校等奨学金事業を実施。日本学生支援機構（旧日本育英会）が実施してきた高校奨学金事業について、平成17年度以降の入学者から順次、都道府県に移管。必要な資金を都道府県が円滑に確保できるよう、奨学金の原資として国から交付金を交付。

4. 私立高校生の授業料減免への支援

○すべての都道府県で実施している経済的に修学困難な私立高校生の授業料減免措置への補助のうち、家計急変や生活保護を理由として補助した場合、国が都道府県の補助額の一部（1/2以内）を補助。平成20年度第2次補正予算に盛り込まれた「地域活性化・生活対策臨時交付金」の中でも各都道府県の取組を支援するほか、平成21年度は地方交付税でも別途支援。

5. 高校生の授業料減免・奨学金事業に対する緊急支援

○平成21年度補正予算案において、経済的理由にかかわらず高校生が学業を継続できるよう、授業料減免補助や奨学金事業を実施する都道府県に対し、新たな交付金により緊急支援を行う。（各都道府県に基金を設置）（約486億円）

各大学等の授業料滞納や中退等の状況 (平成20年度末：21年3月20日時点) 概要

1. 調査対象校数及び有効回答数

- (1)調査対象:国・公・私立大学、公・私立短期大学、高等専門学校 1,225校
- (2)有効回答:計1,148校(93.7%)

2. 調査結果の概要

(1)授業料滞納者の状況:平成20年度は、19年度末に比べ0.2%増加。

◆平成20年度

・授業料滞納者数:14,662人(0.6%)、回答があった学校の全学生数(2,567,374人)。

◆平成19年度

・授業料滞納者数:10,632人(0.4%)、回答があった学校の全学生数(2,526,227人)

(2)中途退学者の状況:中退学者総数に占める経済的理由による中途退学者数の割合は、平成20年度は、19年度末に比べ1.6%増加。

◆平成20年度

・経済的理由による中途退学者数:7,715人(15.6%)、中途退学者総数(49,394人)。

◆平成19年度

・経済的理由による中途退学者数:8,893人(14.0%)、中途退学者総数(63,421人)

(3)休学者の状況:休学者総数に占める経済的理由による休学者数の割合は、平成20年度は、19年度末に比べ0.7%減少。

◆平成20年度

・経済的理由による休学者数:7,034人(14.7%)、休学者総数(47,713人)。

◆平成19年度

・経済的理由による休学者数:7,028人(15.4%)、休学者総数(45,577人)

3. 大学等における取組状況

(1)学生からの相談状況

◆平成20年3月20日時点では、19年度末に比べ、約72%(881校)の大学等が経済的支援に関する学生からの相談件数が増加していると回答。

◆相談内容で多いものは次のとおり(複数回答)。

・各種奨学金制度についての申請や相談(1,025校)、授業料の延納(分割納入含む)(949校)、経済的理由による中途退学や休学の相談(504校)等。

(2)経済的支援措置

◆約63%(774校)の大学等が、経済的支援策を実施。

・平成20年9月以降新たな支援策を実施又は既存の制度を拡大(219校(17.9%))、既存の制度で対応(555校(45.3%))、実施していないが検討中(203校(16.6%))。

◆新たな支援策の実施や既存の制度拡大の内容は次のとおり(複数回答)。

・新たに学校独自の奨学金給付制度を創設(57校)、新たに授業料等の納入猶予を実施(46校)、新たに授業料減免制度を創設(40校)、新たに入学料等の納入猶予を実施(36校)等。

(3)学生の経済的支援措置ニーズへの対応

◆約48%(584校)の大学等が、学生の経済的支援措置へのニーズに応えられていると回答。
一方、ニーズに応えられていないとする大学等も約23%(284校)存在。



大学等に対する国の支援の継続・充実が必要

学生の授業料滞納や中途退学等に対する 文部科学省の取組

1. 大学における実態把握

○学生の授業料滞納や中退に関する各大学等の状況を緊急に調査（今回調査）。

2. 大学におけるきめ細かな対応の要請

○文部科学省より各大学等に対し、経済的理由により学生等が修学機会を奪われることがないよう、学生等の状況に応じ、各大学等におけるきめ細かな対応を要請。

※既に平成21年2月25日付高等教育局長通知等で要請。

※今後、平成21年度補正予算に盛り込まれている緊急支援策について通知するとともに、各大学におけるきめ細かな対応を改めて要請する予定。

3. 学生・生徒・保護者等向けリーフレットの作成・配布

○授業料減免や奨学金等の修学支援策について、大学等への進学を希望する学生・生徒や保護者にきめ細かく確実に情報提供するため、新たにリーフレットを作成・配布。

※21年度補正予算において、学生生徒、保護者等に対し、奨学金等に関する情報を確実に提供するためにリーフレット等を配布（2億円）

4. 大学等の相談体制の整備のための予算措置

○21年度予算において、大学の学生相談体制を充実する予算（「大学教育・学生支援推進事業」24億円）を計上。6月上旬に交付決定予定。

○21年度補正予算において、同事業を拡充。（13億円）

5. 経済状況の悪化に対応した学生に対する奨学金事業等の充実

○21年度予算において、日本学生支援機構の奨学金事業を充実。

(9,475億円) (115万人 (6万人増))

○21年度補正予算において、

- ・家計急変の理由で修学が困難となった学生に対する「緊急採用奨学金」の貸与人数の倍増（約8千人）（15億円）、
- ・大学の行う学生への経済的支援等に対する私立学校振興共済事業団の無利子融資の創設（110億円）など。